

外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労防止にご協力ください



不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。平成24年7月から導入された『新しい在留管理制度』により、在留カードを所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、不法就労にならないよう注意して下さい。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1 不法滞在者が働くケース

(例)密入国した人やオーバーステイの人が働く

2 入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)・観光や知人訪問の目的で入国した人が働く
・留学生が許可を受けずにアルバイトをする

3 入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例)外国料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

事業主も処罰の対象となります！

不法就労させたり、不法就労をあっせんした者

不法就労助長罪

「3年以下の懲役・300万円以下の罰金」

(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰は免れません)

外国人を雇用したときは

外国人(「特別永住者」「外交」及び「公用」を除く)を雇用した場合や、外国人が離職した場合は、ハローワークや入国管理局へ届出をしてください



不審な外国人を見たり聞いたりしたときは
下妻警察署 0296-43-0110
まで連絡して下さい

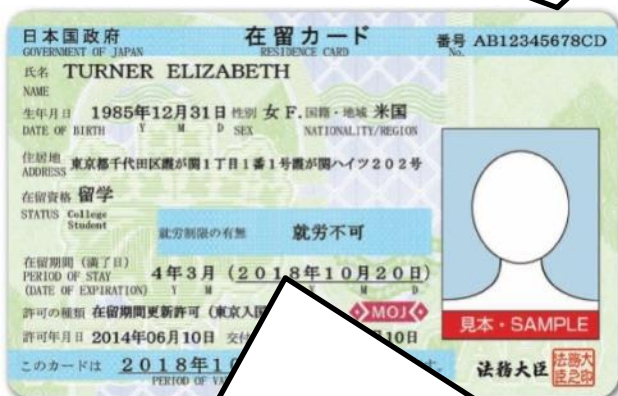
在留カードを確認する際のポイント



1 在留カードの有無を確認

観光旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住者を除き、在留カードを持っていない場合は、原則として就労できません



2 在留カード表面の「就業制限の有無」の確認

「就労不可」の記載がある場合→原則雇用できません。

一部就業制限がある場合→制限内容を確認して下さい。

- ①「在留資格に基づく就業活動のみ可」
 - ②「指定書記載機関での在留資格に基づく就業活動のみ可」(在留資格「技能実習」)
 - ③「指定書により指定された就業活動のみ可」(在留資格「特定活動」)
- (②及び③については指定書を確認してください)



居住地記載欄		
届出年月日	居住地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留期間更新等許可申請欄
		在留資格変更許可申請中

3 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」の確認

表面が「就労不可」であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く)」
 - ②「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
- (②については資格外活動許可書を確認して下さい)